

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

総合福祉施設 須坂やすらぎの園

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになっています。厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

[算定条件]

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月に1回限り算定するものであって1月に連続しない1日を10回算定する事は認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り）
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は、酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服を調整するのみの場合では算定できないこと。
- ⑥ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑦ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービスの情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑧ 当該介護保険施設サービスを行う介護保険施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

令和6年度 所定疾患施設療養費 算定実績

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	8人	7人	8人	5人	6人	5人	1人	0人	8人	2人	1人	51人
日数	32日	29日	19日	16日	26日	30日	8日	0日	53日	8日	7日	228日

(内訳)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	1人	2人	5人	2人	3人	2人	1人	0人	3人	0人	0人
尿路感染	4人	2人	3人	3人	2人	3人	0人	0人	3人	2人	1人
带状疱疹	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
蜂窩織炎	1人	3人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	2人	0人	0人
慢性心不全の増悪	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	8人	7人	8人	5人	6人	5人	1人	0	8人	2人	1人

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、レントゲン、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口、点滴）、喀痰吸引、酸素投与など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、水分補給（経口、点滴）など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います。
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います。
蜂窩織炎	抗菌剤の点滴注射、抗菌剤の内服治療など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います。
慢性心不全の増悪	血液検査、検尿、水分管理、酸素投与等適宜必要な治療を行います。